

## 飲酒運転は犯罪です!

飲酒運転は運転者だけでなく家族そして周りの方まで不幸にします。  
県民総ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。

### — 道路交通法による罰則もあります —

酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

行政処分 運転免許取消

酒気帯び運転

罰則 3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金

行政処分 運転免許取消  
または免許停止(90日間)  
※過去に前歴等ない場合

運転者だけでなく、  
飲酒運転を助長する  
周辺者も  
重く罰せられます。

	運転者が酒酔い運転	運転者が酒気帯び運転
車両提供者	5年以下の懲役または 100万円以下の罰金	3年以下の懲役または50 万円以下の罰金
酒類提供者 または同乗者	3年以下の懲役または50 万円以下の罰金	2年以下の懲役または30 万円以下の罰金

飲酒運転周辺者も行政処分を受ける場合があります。

## 飲酒運転をしない、させないために

- お酒を飲んだら、公共交通機関や運転代行などを利用しましょう。
- 運転する予定がある人にお酒を勧めたり、飲ませたりするのはやめましょう。
- 飲酒した人に運転をさせたり、その車に同乗しないようにしましょう。
- 「ハンドルキーパー(※)」を決めて、大切な仲間を守りましょう。

※グループが自動車で飲食店などに行き飲酒をする時に、自分自身は飲酒をしないで他の仲間を自宅や駅まで送る人のこと。



## 令和5年度飲酒運転根絶メッセージコンクールを実施しました

### ◆最優秀作品賞(中学生部門)

お酒を飲んで運転する。それはあなたが犯罪者になるということ。飲酒運転はあなただけでなく、周りの大切な人の人生まで壊してしまう。皆が悲しむ結末の主人公にはならないで。失ったものは二度と戻らないから。

### ◆最優秀作品賞(高校生部門)

「約束」はしっかり守る。小さい頃によく聞いた言葉だ。子どもに求めることは、まずは大人から果たすべきではないだろうか。飲酒運転をしないこと、それは私たち歩行者と運転者との「約束」である。

## 飲食店・事業所での飲酒運転根絶対策

### ■飲食店での飲酒運転根絶対策

#### 事前に準備すること

- ・お客様の見やすい場所に飲酒運転根絶に係るポスター等を掲示しましょう。

#### 接客時の確認事項

- ・お酒の提供を求めるお客様にはお客様の交通手段を確認しましょう。
- ・自動車等利用のお客様には、飲酒運転をしないための手段を確認しましょう。
- ・飲酒運転の防止手段が不明の場合は、酒類を提供しないことを伝えましょう。

### ■事業所での飲酒運転根絶対策

- ・会社の自動車を運行する前後には、アルコール検知器をはじめ、飲酒運転の防止に資する機器等を活用し、運転者が酒気を帯びていないことを確認しましょう。
- ・従業員に対して、飲酒運転に関する教育や指導を積極的に行いましょう。
- ・自家用車による通勤者に対して、入社退社時に酒気を帯びていないことを確認しましょう。
- ・会社での飲み会では、お互いの交通手段やハンドルキーパーを確認しましょう。

飲酒運転を根絶するためのマニュアルFor事業所 飲食店を作成しました。社員教育等に是非、御活用ください。



## 交通事故相談所、交通安全推進員派遣制度、交通安全ライブラリーのご案内

### ◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町で巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

### 問い合わせ先

○本 所・・・県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264

○東葛飾支所・・・東葛飾合同庁舎4階 TEL 047-368-8000

○安房支所・・・安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132

### ◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

### ◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

### 問い合わせ先

千葉県環境生活部 くらし安全推進課 交通安全対策室  
TEL 043-223-2263